

国民健康保険税

国民健康保険(国保)は、病気やけがに備えて加入者がお金(保険税)を出し合い、医療費の支払いなどに充てる「助け合いの制度」です。

私たちが納める保険税は、国の負担金などと共に医療を支える大切な財源です。本年度分の納税通知書は6月中旬に届きます。必ず納付期限内に納めましょう。

納税義務者は世帯主

国保は世帯単位で加入するため、世帯主に課税されます。国保に加入していない世帯主でも、世帯内に加入者がいる場合は課税されます。

税率および課税方法

本年度の税率は別表のとおりです(表1)。

加入者それぞれの所得割と均等割を計算した額に、平等割を加えた合計額が世帯主に課税されます。

保険税の軽減

●所得が一定額以下の世帯
前年所得が一定額以下の場合、

均等割と平等割が軽減されます(表2)。

申告をしていない人がいる世帯は対象外となってしまうため、前年の所得がなくても申告をしてください。

●倒産や解雇などで離職

65歳未満の人で離職し、雇用保険の特定受給資格者や特定理由離職者になった場合は、申請することで保険税が最大で2年間軽減されます。

※申請は保険年金課で行えます。手続きには、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証が必要です。

保険税の納付方法

●普通徴収(納付書、口座振替)

納期は6月から翌年1月までの年8回です。口座振替が市役所、納付書に記載のある金融機関、全国の地方税統一QRコード対応金融機関、地方税お支払サイト、コンビニ、スマホ決済アプリで納付できます。

●特別徴収(年金天引き)

一定の要件に当てはまる人は、年金から保険税が天引きされます。口座振替に変更することもできます。

保険税を滞納すると

納付期限を過ぎても納付しな

【表1】国民健康保険税の税率と課税限度額(令和5年度)

課税区分		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳以上65歳未満)
所得割額	(前年の所得-43万円)×税率	6.6%	2.3%	1.7%
均等割額	加入者1人当たり	21,000円	12,000円	14,000円
	未就学児の場合1人当たり*	10,500円	6,000円	—
平等割額	1世帯当たり	26,000円	—	—
課税限度額	世帯に課税される上限の額	65万円	20万円	17万円

※国保加入者に未就学児がいる場合、その未就学児にかかる均等割額は5割軽減されます。

【表2】均等割額・平等割額の軽減基準(令和5年度)

軽減割合	世帯内の国保加入者と世帯主の総所得金額などの合計が次の金額以下の世帯
7割	43万円+{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下
5割	43万円+(29万円×国保加入者数)+{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下
2割	43万円+(53.5万円×国保加入者数)+{10万円×(給与・年金所得者の数-1)}*以下

※世帯内の国保加入者と世帯主のうち、以下のいずれかに該当する人が2人以上いる場合は、その人数から1を減じた数に10万円を乗じた額を加えます。

- ・給与収入(専従者給与を除く)が55万円を超える。
- ・65歳以上(前年の12月31日現在)で公的年金収入(特別控除額15万円を差し引いた額)が110万円を超える。
- ・65歳未満(前年の12月31日現在)で公的年金収入が60万円を超える。

問い合わせ先

●課税の内容

税務課税務班

☎ 62・5321

●納税の相談

税務課税務班

☎ 62・5322